

サンプル

(スポンサー決定後締結帳票)

覚 書

練馬区教育委員会（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、利用者閲覧用雑誌の提供に関し、以下のとおり覚書を締結する。

記

（提供雑誌）

第1条 甲は、乙から以下の雑誌（以下「スポンサー誌」という。）の提供を受けるものとする。

スポンサー誌	広告サイズ	雑誌提供館

- 甲が提供を受けた雑誌は、練馬区に帰属する。
- スポンサー誌の支払いについては一括先払いとし、乙が直接、光が丘図書館長が指定する事業者（以下「指定事業者」という。）に支払うものとする。
- 振込手数料その他のスポンサー誌の購入に伴う諸費用は、乙の負担とする。
- 定価の変動等により過不足が生じた場合は年度末に精算する。
- スポンサー誌が休刊し、また廃刊した場合は、図書館と乙で協議の上、別の雑誌に振り替えることができる。

（スポンサー期間）

第2条 雑誌スポンサーの期間は、甲が承諾の決定をした日（その日が月の初日であるときはその日の属する月の1日）の翌月1日から当該年度の末日までとする。ただし、当該年度の末日の2箇月前までに甲または乙のいずれかから解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（広告の変更）

第3条 広告の内容は、図書館の協議の上、前条の各月15日までに変更の申出があった場合、翌月1日より変更することができる。

（広告掲出の方法）

第4条 甲はスポンサー誌の最新号に閲覧カバーを掛け、カバー裏面に乙の作成した広告を掲出するものとする。この場合において、広告の表示内容等については事前に協議するものとする。

- 前項に規定するほか、スポンサー誌のカバー表面（縦10cm×横15cm以内）および図書館の雑誌コーナーの書架（縦4cm×横15cm以内）に雑誌スポンサーの名称を表示することができる。

サンプル

(スポンサー決定後締結帳票)

(広告表示の責務)

第5条 乙は、表示した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連した苦情の申し立て又は損害賠償等の請求等がなされた場合は、乙の責任および負担において解決するものとする。

4 乙は、広告表示の決定を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならないものとする。

(雑誌スポンサーの取消し)

第6条 甲は乙がつぎの各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

(1) 申込書の記載内容に瑕疵または虚偽は判明したとき。

(2) 本覚書の内容について、乙が遵守していないことが判明し、図書館が改善の要請を行ったにもかかわらず改善されないとき。

(3) スポンサー誌の購入代金を指定期日までに納入しないとき。

2 甲は、スポンサー誌に表示された広告の内容がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当該広告の表示を取り消すことができる。

(1) 広告の内容に瑕疵、虚偽、誤記等があるとき。

(2) 広告の内容が第三者の権利を侵害しているとき。

(3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していないとき。

(協議)

第7条 本覚書に定めのないものおよび疑義が生じた事項については、甲および乙の協議により定めるものとする。甲と乙は、本覚書を2通作成し、それぞれ記入押印の上、その1通を保有するものとする。

年 月 日

練馬区

東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号

練馬区教育委員会

印

雑誌スポンサー

住所

名称

役職

代表者氏名

印